

消費者の目が社会をかえる!

～差止対象になる景品表示法と特定商取引法とは～

誇大広告や虚偽表示、法律違反の訪問販売や通信販売、私たちの身の回りには消費者被害がたくさん潜んでいます。身近な法律を知ることのでかしい消費者になり消費者団体訴訟制度を活用して事業者の不当行為をなくしていきましょう!!

講師：長田 淳氏（弁護士・なくす会副理事長）

日時：2009年11月11日（水）13:30～15:30

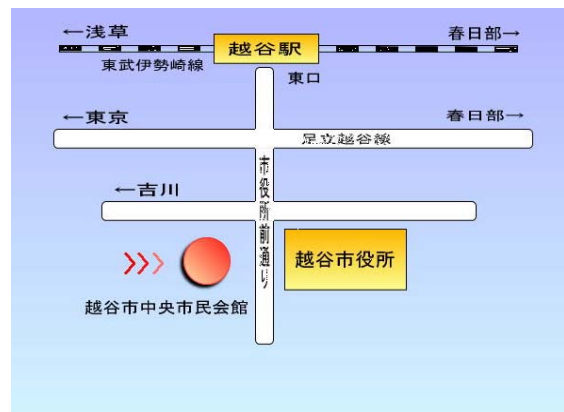
会場：越谷市中央市民会館 4階 17.18 会議室

東武伊勢崎線越谷駅東口より 徒歩7分

参加費：無料

共催：越谷市消費生活研究会

後援：越谷市



《申し込み・問い合わせ》

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

TEL : 048(844)8971